

知的財産価値評価

知的財産価値評価推進センターの活動

2007.11.17

青山特許事務所 中野晴夫

知的財産の有効活用



知的財産権（特許権）
の価値は？

背景

2002年 1月 知的財産戦略会議 設置

7月 知的財産戦略大綱 発表

「知的財産立国」

12月 知的財産基本法 公布

2003年 1月 金融庁

特許・著作権の信託を解禁

日本弁理士会の動き

2000年 特許委員会「特許権の価値評価について
の調査・研究」

裁判所から依頼される特許権の鑑定評価に対する
画一的な算定方法を模索

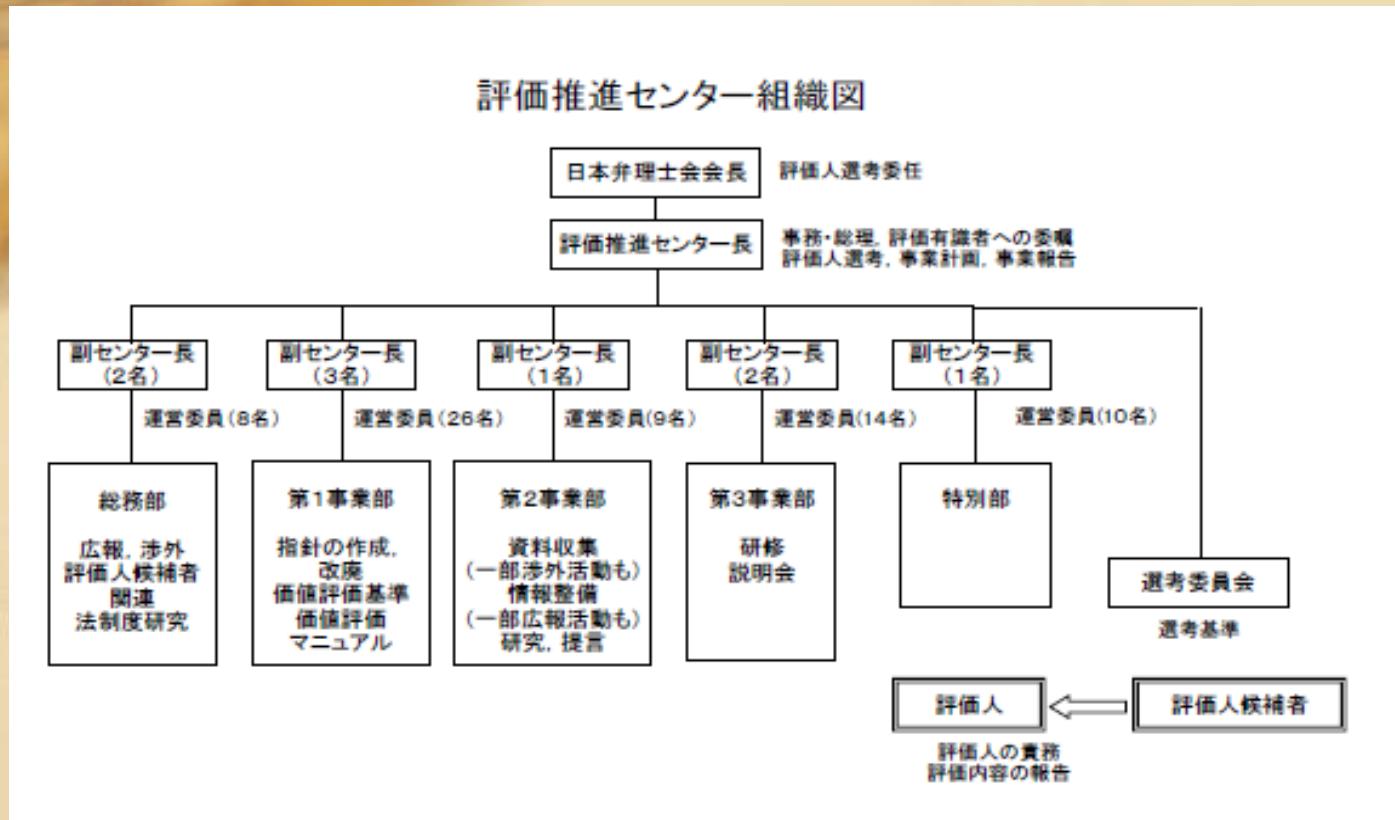
2002年 知的財産価値評価機関設立検討委員会

評価機関設立の具体的検討
→裁判所に対する協力体制を整える
(設立時には裁判所案件のみを対象)

2005年 知的財産価値評価推進センター設立

日本弁理士会の付属機関として設立

知的財産価値評価推進センター



評価推進センター長：丸島 儀一

運営委員：約70名

評価人候補者(登録者)：約160名

知的財産価値評価推進センター の設立目的

1. 裁判所からの依頼に対応
 - ・「知的財産権価値評価ガイドライン」作成
 - ・「知的財産権価値評価マニュアル」作成
 - ・評価人の育成および認定
2. 新規業務の可能性調査

知財価値評価が必要となる局面

1. ライセンス
2. M&A
3. 個別の知的財産権の売買
4. 民事執行手続における権利譲渡等
5. 損害賠償訴訟における損害額算定
6. 職務発明の対価算定
7. 知財担保融資
8. 知的財産の証券化

知財価値評価の内容

金銭的価値評価：

経済的評価(知的財産権の値段)

非金銭的価値評価：

技術的評価(基本発明、改良発明等)

法的評価(権利の有効性、利用抵触等)

知的財産の経済的評価方法

その特許権はいくらか？

1. コストアプローチ

- ・その知的財産を取得する費用から評価

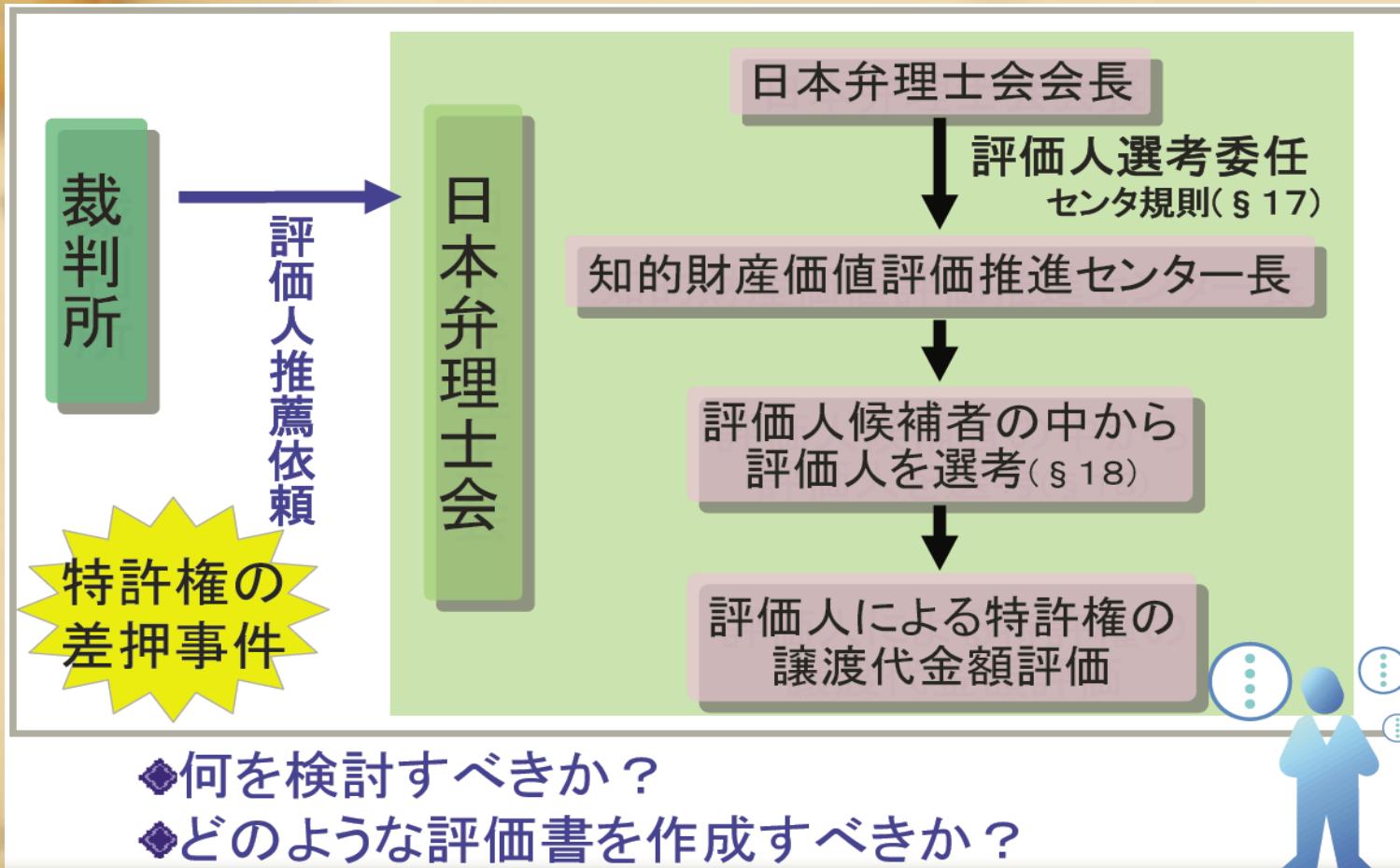
2. マーケットアプローチ

- ・市場相場から評価 (cf. 不動産)
- ・類似の取引事例を参考にする

3. インカムアプローチ

- ・その知的財産が将来生み出すであろう価値
(収益)を現在価値に換算する

知財価値評価推進センターでの評価手法(1)



知財価値評価推進センター での評価手法(2)

インカムアプローチの一種であるDCF
(Discount Cash Flow)法で現在価値(PV)を求める

$$PV = K \cdot \sum_{t=1}^n \frac{C_t}{(1 + \alpha)^t}$$

PV : 現在価値(Present Value)

K : 知的財産権の寄与度

C_t : 将来のキャッシュフロー

α : 割引率

n : 期間

知財価値評価推進センター での評価手法(3)

$$PV = K \cdot \sum_{t=1}^n \frac{C_t}{(1 + \alpha)^t}$$

- K (知的財産権の寄与度) : 1／3(利益三分法)
 C_t (将来のキャッシュフロー) : 各年の営業利益
 n (期間) : 知的財産権の残存期間
 α (割引率) : 年利(知財高裁では10%)

知財価値評価推進センター での評価手法(4)

特許権譲渡価額の算出（単位:万円）

経過年	予想利益 A	割引係数 B	割引後利益 C=A×B	特許権寄与分 D=C×φ
1	¥1,000	0.90909	¥909	¥424
2	¥1,037	0.82645	¥857	¥400
3	¥1,075	0.75131	¥808	¥377
4	¥1,115	0.68301	¥762	¥355
5	¥1,156	0.62092	¥718	¥335
合計	(譲渡価額)			¥1,891

特許庁での評価手法

特許評価指標(技術移転版)評価シート

A. フェイス項目

1. 発明の名称

2. 特許(または出願)番号 (外国出願があれば記入)

3. 出願日 (存続期間 年 ヶ月)

4. 権利者(または出願人)名

5. 作成日

6. 評価者

7. 評価の視点 (対象特許をどの様な視点から評価しましたか?)

B. 権利固有評価

○権利としての技術支配力

評価内容									該当する箇所(点数)に○を付ける。
1. 特許の権利化状況	無効審判・異議決定を経て権利成立	異議決定なしで権利成立	出願中で権利未成立(含む審査未請求)で特許性の判断が困難なもの	拒絶査定を受け審判継続中出願中で権利未成立(含む審査未請求)で特許性に疑問のあるもの	拒絶査定を受け訴訟継続中出願中で権利未成立(含む審査未請求)で特許性がないと判断できるもの	拒絶査定確定(無効確定)			
2. 権利の存続期間	15年以上	5点	10年以上	4点	5年以上	3点	3年以上	2点	1年以上 1点 →総合評価 E へ 0点 1年未満又は失効 →総合評価 E へ 0点
3. 発明の技術的性格	基本技術の発明	5点	基本技術に準ずる発明	4点	大幅な改良技術の発明	3点	中程度の改良技術の発明	2点	小幅な改良技術の発明 1点
4. 権利としての強さ	非常に強い	5点	強い	4点	中程度	3点	弱い	2点	非常に弱い 1点
5. 抵触可能性 (第3者保有権利との利用関係)	抵触する権利なし	5点	同一権利者のライセンス意思のある抵触する権利あり	4点	他権利者のライセンス意思のある抵触する権利あり	3点	同一権利者のライセンス意思不明の抵触する権利あり	2点	他権利者のライセンス意思不明の抵触する権利あり 1点 →総合評価 E へ 0点 ライセンス意思のない抵触する権利あり
6. 代替技術との技術優位性	代替技術なし	5点			代替技術はあるが技術的には優位	3点			代替技術があり技術的優位性がない 1点

○技術としての完成度

7. 発明の実証度合い 製品レベル 5点 試作品レベル 4点 実証実験レベル 3点 数値計算レベル 2点 アイデアレベル 1点

合計点:	B項得点:
点	点(=合計点/35×100)

(○付けしたものを加算) 注記: 全項評価が原則である。ただし、評価しない場合はその分だけ分母(5点/項)を減点する。

ま と め

1. 知的財産価値評価

評価手法はケースバイケース

2. 裁判所案件

- ・知的財産価値評価推進センターが対応
- ・「知的財産権価値評価ガイドライン」、
「知的財産権価値評価マニュアル」の作成
- ・評価人の育成(19年度に認定制度)

3. 我々の取り組み

技術評価方法の確立(先行技術調査等)

AOYAMA & PARTNERS

Thank You

